(f)　表の4欄に「Pa」又は「Pb」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、次編のインドの表のそれぞれの注釈に定める条件に従い、削減する。

(g)　表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束の対象から除外される。

2　この附属書に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。ただし、この2の規定は、次編のインドの表において関税率表番号八四〇八二〇二〇及び八七〇八四〇〇〇に分類される原産品について課される関税並びに第三編の日本国の表において統一システムの第〇七〇三・一〇号、第七四〇三・一一号、第七四〇三・一二号、第七四〇三・一三号、第七四〇三・一九号、第七八〇一・一〇号、第七九〇一・一一号及び第七九〇一・一二号に分類される原産品について課される関税であって、当該日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

3　この附属書における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

4　この附属書の適用上、「基準税率」とは、次編及び第三編の各締約国の表の3欄に定める税率をいう。次編のインドの表の3欄に掲げる税率は、二千七年四月一日におけるインドの実行最恵国税率に従ったものである。

5　関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　基準税率は、専ら関税の撤廃又は削減に向けた毎年均等な引下げの開始点となる税率である。

(b)　一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(c)　その後の毎年の引下げは、それぞれの年の初日に行う。

6　(a)　この附属書の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

(b)　(a)の規定にかかわらず、次編のインドの表において関税率表番号八四〇八二〇二〇及び八七〇八四〇〇〇に分類される原産品に課される関税に関しては、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の一月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

（第二編　インドの表は省略）

第三編　日本国の表

1	2	3	4
関税率表番号	品名	基準税率	区分
第一類			
〇一・〇一	動物（生きているものに限る。）		A
〇一〇一・一〇	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）		X
	純粋種の繁殖用のもの		A
	馬		
	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A
	その他のもの		
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）		A
	その他のもの		X
	ろ馬、ら馬及びヒニー		A
〇一〇一・九〇	その他のもの		A
	馬		
	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A
	その他のもの		
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）		A
	その他のもの		X
	ろ馬、ら馬及びヒニー		A
〇一・〇二	牛（生きているものに限る。）		A
〇一〇二・一〇	純粋種の繁殖用のもの		A
〇一〇二・九〇	その他のもの		X
	水牛		A
〇一・〇三	その他のもの		A
〇一〇三・一〇	豚（生きているものに限る。）		A
	純粋種の繁殖用のもの		A
〇一〇三・九一	その他のもの		A
	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの		A
〇一〇三・九二	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの		A
〇一・〇四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）		A
〇一・〇五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）		A
〇一・〇六	その他の動物（生きているものに限る。）		A
第二類			
〇二・〇一	肉及び食用のくず肉		
〇二・〇二	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A
〇二・〇三	牛の肉（冷凍したものに限る。）		A
	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
〇二〇三・一一	生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	枝肉及び半丸枝肉		A
〇二〇三・一二	いのししのもの		A
	その他のもの		A
	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		A
〇二〇三・一九	いのししのもの		A
	その他のもの		A
	冷凍したもの		
〇二〇三・二一	枝肉及び半丸枝肉		A
	いのししのもの		A
〇二〇三・二二	その他のもの		A
	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		A
〇二〇三・二九	いのししのもの		A
	その他のもの		A
	その他のもの		
〇二・〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A
〇二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A